

ネットとうほく 2021 (検) 第3号-1

2021(令和3年)年9月29日

〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡3丁目6-3

株式会社B P

セントジェームズクラブ迎賓館仙台 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照会書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体に、貴社が利用している規約について、消費者契約法に抵触するのではないかとの情報が寄せられました。

当団体にて検討しましたところ、不明な点も多いため、以下の点について照会をさせていただきたいと考えております。つきましては、当書面受領後、2ヵ月を目処に回答を送付くださいますようお願ひいたします。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 保障人数について

当団体で情報提供を受けた貴社の2018年12月1日付の規約（以下、單に「貴社規約」といいます。）の第2条では、以下のような定めがあります。

「2. 保障人数

弊館では、披露宴会場ごとに最低保障人数を設けております。お申込時に各会場の最低保障人数（コース料理の注文人数）をご案内させていただきます。

最終人数が保障人数に満たない場合でも保障人数分の料理・飲物代金を頂戴しますのであらかじめご了承ください。」

以上の記載につき、以下の点をご回答ください。

①貴館の部屋数並びに各部屋の定員数及び最低保障人数をそれぞれご教示下さい。

②最低保障人数を設けているのはどのような趣旨によるものでしょうか。

③相当期間前に、保障人数を下回ることが明らかになった場合でも、料理代・飲物代金を徴収するとのことです、実際に料理・飲み物を提供しているのでしょうか。実際に料理・飲み物を提供しないで良い場合であっても徴収できるとする理由はどのような根拠になるでしょうか。

④③につき、人数変更を一部キャンセルと捉えれば、その違約金を徴収するに等しい規定であることから、消費者契約法第9条1号に抵触するのではないかと思われます。

また、（最低保障人数を下回る人数への）契約変更には応じない、ということであれば、消費者契約法10条に抵触する可能性があると思われます。

この点、貴社規約第2条が消費者契約法に違反しないかどうか及びその結論の理由につき、ご教示下さい。

⑤挙式予定日に、最低保障人数がさらに少ない他の会場に空きがあった場合でも、貴社規約第6条をみると申込みから10日を過ぎるとまったく会場の振り替えに応じられないように読みます。会場の振替に応じるなどの対応はしていないかどうか、応じていない場合にはその理由をご教示下さい。

第2 解約料について

貴社規約第6条では、解約料について、365日より以前であっても、3万円を徴収すると定められておりますが、同金額に関する算定根拠はどのようなものでしょうか。

なお、以上の照会は「2018年12月1日」付の規約にもとづいております。
仮に貴社において改訂されている場合には、新しい規約を送付くださいますようお願い申し上げます。

以上

消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて

当団体の事業者に対する「申入れ」等の活動は以下のようの方針に従って行っています。

1 各手続の趣旨・手続概要について

(1) 照会手続（送付文書名：照会書）

- ア 「照会」とは、事業者に対して、(ア) 営業活動に関連する資料の開示を求めたり、(イ) 違法・不当の疑問がある場合に質問を行ったり、改善の提案として問題点の指摘を行う手続です。
- イ 回答や資料提供を頂き、当団体が相当と判断できる改善がなされた（あるいは既になされていたことが確認された）場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることあります）。
- ウ 回答や資料提供がされなかつたり、回答等はあるが、問題点があり、当団体が「申入れ」ないし「要請」をすべきと判断した場合には、これら手続に移行します。

(2) 申入れ手続（送付文書名：申入書）

- ア 「申入れ」とは、約款・勧誘行為・広告等が違法であり、適格消費者団体である当団体が法律に基づく差止請求権（※）を行使しうる場合に改善を求める手続です。
- イ 「申入れ」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることあります。）。
- ウ 相当と判断できる改善がなされなかつた場合、検討の上、訴訟相当と判断した場合には、消費者契約法41条に基づき催告の上、差止請求訴訟を提起します。

(3) 要請手続（送付文書名：要請書）

- ア (ア) 法律に基づく差止請求権¹はないが、違法ないし消費者の権利擁護の観点から著しく不当である場合、(イ) 照会に対し、回答や資料の開示がない場合、改善又は開示・回答を求める手続です。
- イ 「要請」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることあります。）。

(4) 差止請求訴訟手続

裁判所に訴訟提起し、約款・勧誘行為・広告等の使用停止等を求める手続です

2 公表ルール

(1) 照会手続における公表について

- ア 照会手続中は、「照会」を行っている事実含め非公表とします。
- イ 照会手続終了後は、原則として事業者名を除いた概要を公表します。
- ウ 他の手続に移行した場合、照会手続時の活動を公表する場合があります。

(2) 申入れ手続における公表・要請手続における公表について

- 原則すべてのやりとり・資料が公開・公表となります（但し、非公開を条件に提供された営業秘密等、当団体が公開不相当と判断したもの除去します。）。

(3) 差止請求訴訟手続における公表について

訴訟の内容等当団体が必要と判断した事項は全て公開・公表します。

※¹消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、食品表示法に基づき適格消費者団体が有する差止請求権

ネットとうほく活動方針と公表ルール フローチャート

平成30年1月18日改訂

